

# 産直市「道の駅なかやま」運営規約

## 【目 的】

第1条 株式会社プロシーズ（以下「会社」という。）は新鮮で安全・安心かつ安価な農畜産物および農畜産物加工品等を消費者に直接提供する事業を通じ、生産者と消費者および地域住民との交流の場づくりを進め、中山地域農業の振興に寄与する事業の運営を円滑に行うため、この規約を定める。

## 【名 称】

第2条 会社が運営・管理する農畜産物直販市の名称は「道の駅なかやま」とする。

## 【事 業】

第3条 会社の運営・管理する産直市は、次の事業を行う。

- (1) 管内の生産者の委託による農畜産物・農畜産加工品・民芸品等の販売。
- (2) 会社が仕入れた物品・食料品等の販売。
- (3) 農産物の生産・出荷、加工品の開発・製造等に関する指導。
- (4) 農産物生産に関する相談、講習会の開催、イベントの開催。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業。

## 【出荷会員】

第4条 この産直市へ出荷する生産者（以下「出荷会員」という。）となるには、伊予市内に住所を置き出荷会員登録申込書を提出し会社の承認を得た生産者および例外として会社が特に認めた者とする。

## 【入会金】

第5条 前条で定めた出荷会員が活動する場合は、年会費 1,000 円を入会時に徴収する。

- 2 前条で定めた出荷会員が期中に脱会した場合でも年会費は返還しない。

## 【事業年度】

第6条 産直市の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

## 【営業日および営業時間】

第7条 産直市の営業は、年末・正月などの特別な日を除く毎日とする。ただし、都合により臨時休業する場合がある。

- 2 前項にかかわらず、毎月第三月曜日は定休日とする。
- 3 営業時間は、午前 8 時から午後 5 時までを原則とするが、状況により営業時間の延長および短縮をする場合がある。

**【運営管理】**

第 8 条 産直市の運営管理は、会社が行う。

**【事務局】**

第 9 条 産直市運営管理のための事務局は会社の販売サービス事業部に置く。

2 事務局は、産直市の活性化・地域農業の振興のために、販路の拡大に努め、情報の提供を積極的に行い、組織として総合的に支援する。

**【出荷会員資格の譲渡】**

第 10 条 出荷会員資格の譲渡は認めない。但し、同居家族についてはこの限りでない。

**【出荷および精算方法】**

第 11 条 出荷は各自持込みとし、バーコードは必ず貼って出荷する。商品の値引き、返品は会社に委任する。商品によっては受け入れられない物もある。

2 精算は手数料率を 15%とする。ただし、冷蔵設備を利用するものについては 16%とするものとする。

3 精算はすべて振込みとし、月末締め翌月 28 日支払いとする。支払日が土・日・祭日の場合は前日払いとする。

**【運営協議会】**

第 12 条 出荷会員は産直市の運営管理について事務局に対して自由に提案・意見をすることが出来る。事務局はこれに対して真摯に対応しなければならない。事案によっては必要に応じて、出荷会員代表による「運営協議会」を開催し、懸案の解決を図らなければならない。

**【その他】**

第 13 条 この運営規約に疑義が生じた場合および定めのない事項については、運営協議会にて協議のうえ、これを会社が決定する。

以上

平成 30 年 4 月 1 日 制定